

32. 02

補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応

意匠登録出願人は、補正の却下の決定に対し、以下に掲げる対応のうちの一つを選択することができる。

(1) 審判の要求

補正の却下の決定に対し不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から3か月以内に審判を請求することができる（意47条）。

ただし、請求する者がその責に帰することができない理由により期間内に請求することができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（意47条2項[準] 意46条2項）。

(2) 補正後の意匠についての新出願

補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3か月以内に、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をすることができる。このとき、もとの意匠出願は取り下げたものとみなされる（（意17条の3、1項、2項）

(3) 手続補正書の再提出

拒絶理由通知又は補正命令に基づく補正が却下されたときは、補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3か月を限度に、拒絶理由を解消する手続補正書又は適式の手続補正書を提出することができる。

(4) 補正の却下の決定に対して応答しない

補正の却下の決定に対して上記の対応をとらず、そのまま放置する。（→主32. 07）